

富山市罹（り）災証明書Q & A

令和6年1月7日現在

No.	質 疑	回 答
1	り災証明書とは何ですか？	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき、市内で発生した災害（火災を除く）によって生じた住家の被害の程度を証明したものです。
2	住家とは何ですか？	<ul style="list-style-type: none">・ 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）で本市の区域内に所在しているものです。
3	り災証明書は何に使うのですか？	<ul style="list-style-type: none">・ り災証明書は、一般的に、<ol style="list-style-type: none">① 各種被災者支援制度を利用する際に、申請先から提出を求められた場合② 地震等共済金等の請求をする際に、共済等から提出を求められた場合（損害保険会社の地震保険には不要です。）③ 勤務先等から見舞金等が支給される際に、勤務先等から提出を求められた場合などに必要になります。
4	地震保険に入っていないですが、り災証明書はとりあえず申請しておけばいいですか？	<ul style="list-style-type: none">・ り災証明書等は、上記のような場合に必要になりますので、用途が決まっていない場合は申請する必要はありません。保険に加入している場合にも、り災証明書の添付を必要としない場合も多いため、まずは保険会社に確認をお願いします。不要不急の申請が増えると、真に早急な支援が必要な方への調査・支援が遅れる要因となりますので、軽微な損傷の場合は、まずは写真など被害の状況を記録し、該当する支援メニューが明らかになってから申請いただきますようご協力をお願いします。 なお、支援メニューは市ホームページを参考としてください。
5	申請はいつまでに行えば良いですか？	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の地震（令和6年能登半島地震）による被災に係る申請については、災害を受けた日から13か月以内です。
6	被災届出証明書とは何ですか？	<ul style="list-style-type: none">・ 災害により被害を受けた住家以外の不動産及び動産について、被災状況を市に届け出た事実を証明するものです。（例）車庫、カーポート、塀、門扉、フェンス、店舗、事務所、車両、家財、備品、看板、工場の機器類、住家の外の下水道管、水道管の破損

No.	質 疑	回 答
7	り災証明書や被災届出証明書を請求できる人は誰ですか？	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書は、災害により被害を受けた住家の居住者、所有者、又は居住者若しくは所有者の相続人が対象となります。被災届出証明書は、災害により被害を受けた住家以外の不動産及び動産の所有者、使用者、又は所有者若しくは使用者の相続人が対象となります。なお、代理人が申請する場合には、委任状が必要です。
8	申請をするには何が必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請される方は、以下のものをお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書（市ホームページに掲載。窓口にも設置してあります。） ② 本人であることが確認できるもの。（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ③ 被害状況が確認できる写真（窓口の混雑緩和のため、出来る限り印刷してお持ちください） ④ 委任状（代理人の場合）
9	申請はどこでできますか？	<ul style="list-style-type: none"> 市役所東館1階市民課、各行政サービスセンター（大沢野、大山、八尾、婦中）、各中核型地区センター（山田、細入）で申請できます。
10	郵便での申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> 郵便での申請は受け付けておりませんが、市ホームページから電子申請を受け付けています。
11	手数料はかかりますか？	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書及び被災届出証明書ともに無料です。
12	建物を複数所有していますが、それぞれの建物に対しり災証明書を申請できますか？	<ul style="list-style-type: none"> 住家としてのり災証明書は、居住者としては居住のために使用している1件分となりますが、他の建物に居住する方がいる場合には所有者として申請できます。なお、空き家の場合は居住の実態がないため、非住家として取り扱い、被災届出証明書の対象となります。
13	建築中の建物について申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> 現実に居住の用として使用されていないため罹災証明書は申請出来ませんが、非住家として取り扱い、被災届出証明書の対象となります。
14	住所を異動していない場合も申請できますか？ また、車庫の2階や店舗等に住んでいる場合にはり災証明書は申請できますか？	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の住所と異なる場合や店舗等であっても、居住の実態がある場合は住家とみなすため、申請が可能です。ただし、災害発生時に当該家屋の住民であったことが確認することができる、公共料金の領収書等が必要です。居住の実態があるとみなすためには、電気・ガス・水道、トイレ等が使用可能である必要があります。疎明資料の内容によっては、居住の実態があるとはみなせない場合があります。
15	被災箇所をすでに修理してしまいました。り災証明書の申請は可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 写真や修理見積書、領収書などで、明らかに被災状況が確認できる場合は申請が可能です。緊急で応急修理等が必要な場合を除き、調査後に修理されることをお勧めします。

No.	質 疑	回 答
16	世帯分離している場合、同一の住家について、り災証明書をそれぞれ交付することはできますか？	・ 同一の住家については、調査は1回としますが、り災証明書の交付はそれぞれの世帯に交付することは可能です。ただし、り災証明書の交付を条件とする各支援策の適用については、それぞれの支援の要件により異なりますので、注意が必要です。
17	り災証明書等の交付には、申請からどのくらいの期間で交付されますか？	・ 被災届出証明書の窓口受付分については、被害状況が写真等で確認できる場合、原則、即日交付します。り災証明書及び電子申請分については、現在、被災された住家が多く調査が込み合っていることから、申請から2～3週間を目途に郵送で送付しています。今後の申請状況によっては、さらに交付までの期間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
18	法人の場合も申請できますか？	・ 法人の場合、代表者からの申請としてください。社員が申請する場合は、代表者の委任状が必要です。なお、居住のために使用されていない場合は、被災届出証明書の対象となります。
19	被害の認定結果に不服がある場合は、どうすれば良いですか？	・ り災証明書により証明された住家の被害の程度について不服があるときは、り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し被害認定の再調査を求めることができます。詳しくは、市民生活部市民課へお問い合わせください。

1月24日追加分

No.	質 疑	回 答
20	分譲マンションのエントランス等の共用部分について、り災証明書は申請できますか？	・ 分譲マンションの場合、共有部分は住人の共有財産と考えられます。このため、「り災証明書（所有者用）」を交付いたします。 なお、共用部分の被害に係る申請については、個々の入居者からではなく、代表者の方が申請してください。
21	雨樋がずれました。り災証明書は申請できますか？	・ り災証明書の対象となります。
22	エコキュート（給湯器）は、り災証明書は申請できますか？	・ り災証明書の対象となります。
23	照明器具が落下して、破損しました。り災証明書は申請できますか？	・ 照明器具は、設備のため、り災証明書ではなく、被災届出証明書の対象となります。

No.	質 疑	回 答
24	被害の認定結果に不服があるので、早く再調査をしてもらえますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の被害認定調査は、建物の再建築費用の考え方をもとに、発生した被害量を数値化し、損害割合（建物全体から見た被害量の割合）を評価するものであり、余震等で被害状況が大きく変わった場合などを除き、調査基準が同じであるため、基本的には再調査の結果は当初の結果と大きく変更になることはないものをご理解ください。 また、再調査において、内観調査を実施する場合において、外観調査における調査対象の部位別構成比（屋根 15%、外壁 75%、基礎 10%）を内観調査においては、外壁部分を（柱 15%、床 10%、外壁 10%、内壁 10%、天井 5%、建具 15%、設備 10%）と細分化して評価するため、被害調査の結果、被害程度が低くなる場合も想定されますが、その場合も再調査の結果が被害認定され、もとの結果を採用することはできません。 さらに、再調査よりも、1次調査（また調査を受けていない方）を優先して行いますので、基本的に再調査を実施するまで、ある程度お時間をいただくことを、予めご了承ください。
25	応急危険度判定調査で、「危険（赤）」とされたのに、り災証明書発行のための「建物被害認定調査」では、「半壊」との認定結果でした。「全壊」の誤りではありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「応急危険度判定調査」は、余震などによる建物倒壊の危険性のほか、外壁や窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止するために行われる調査です。一方で、建物被害認定調査は、災害によって被災した建物の被害の程度を認定する調査であり、内閣府の被害認定基準の運用指針等に沿って実施されます。 ・ No. 24 に記載のとおり、被害割合（建物全体から見た被害量の割合）を評価するものであるため、お住まいの方が感じる被害状況とは差が生じる場合があると思われま。参考に、「全壊」と判断される被害状態の例は次のようなケースが考えられます。 ア. 住家全部が倒壊 イ. 住家の一部の階が全部倒壊 ウ. 一見して住家全部が流出又はずり落ち エ. 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ、基礎直下の地盤が流出・陥没 オ. 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 カ. 床上 1 m までのすべての部分が地盤面下に潜り込み キ. 基礎の損傷率が 75% 以上 ク. 住家の四隅の傾斜の平均が 1 / 20 以上 <p style="text-align: right;">等</p>